

## A I を活用したまちづくり実証実験連携協定書

静岡市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）とは、静岡市におけるA I を活用したまちづくり実証実験に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、「みんなのまちA I」による地域の状態の分析の結果を静岡市におけるまちの活性化及びまちの価値創造へ向けた政策検討に活用する実証実験（以下「本実証実験」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定書において「みんなのまちA I」とは、乙が開発する地図、人流、各種センサー等のデータを基に、各地域の状態を分析し、及び可視化する人工知能技術を搭載した分析基盤サービスをいう。

### （本実証実験における役割）

第3条 本実証実験における甲乙の役割は、次に掲げるとおりとし、詳細は、甲乙間で協議し、別途定めるものとする。

- (1) 乙は、「みんなのまちA I」を甲に提供する。
- (2) 甲は、「みんなのまちA I」により詳細に分析された結果、推計等を、各種政策の検討に活用し、その状況を乙と共有する。

### （具体的な取組内容、実施方法及び著作権等の扱い）

第4条 前条に定める事項を効果的に推進するため、本実証実験における具体的な取組内容、実施方法及び著作権等の扱いについては、甲乙間で協議し、別途定めるものとする。

### （実証実験期間）

第5条 本実証実験の期間は、この協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。

### （費用負担）

第6条 本実証実験期間中に使用する「みんなのまちA I」の使用料は乙が負担し、その他の実証実験の実施に係る費用負担については、甲乙協議し、別途定めるものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、事前に書面により相手方の承諾を得た場合を除き、秘密である旨を明示されて相手方から開示を受けた情報及び合理的な見地から相手方又は相手方の関係会社の秘密であることを理解し得る情報を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）第11条第1項の規定により公開する場合は、この限りでない。

(協議)

第8条 この協定書について疑義のあるとき又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月10日

(甲) 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市長

田辺信宏

(乙) 静岡県静岡市葵区城東町5番1号  
西日本電信電話株式会社 静岡支店

支店長

番匠俊行